

令和 5 年度 琉球大学副専攻実施要領

〔令和 5 年 4 月 1 日
教 育 支 援 課〕

1. 趣旨

令和 5 年度琉球大学副専攻について、登録及び修了認定等の手続きは次のとおりとする。

2. 開設する副専攻の種類

- (1) 総合環境学副専攻
- (2) 琉球学副専攻
- (3) 地域創生副専攻
- (4) 日本語教育副専攻
- (5) グローバル津梁プログラム副専攻

3. 副専攻の登録手続き

- (1) 副専攻の登録及び履修を希望する学生は、定められた期間内に対面またはオンラインで所属学部の指導教員より履修指導を受け、「副専攻登録申請書」に所見及び教員名の記入を依頼する。
- (2) 指導教員は学生へ履修指導し、「副専攻登録申請書」に所見及び教員名記入の上、学生に返却する。学生は学生部教育支援課へ提出する。
- (3) 登録希望者が多数の場合は、登録者の選考を行うことがある。
- (4) 登録者の決定は、掲示及び教務情報システムで通知する。
- (5) 登録者は、各副専攻による履修指導を受けなければならない。
- (6) 副専攻の履修は、原則として 2 年次から認めるものとする。ただし、共通教育科目については、各副専攻の定めるところにより 1 年次からの履修を認めることができる。
- (7) 学生が登録することができる副専攻は二つまでとする。

4．授業科目及び履修方法

副専攻に関する授業科目及び履修方法等は、入学した年度の学生便覧に掲載されているとおりとする。ただし、年度により授業科目の一部を開講しないことがある。

また、学生が副専攻登録前に履修した当該副専攻の授業科目の単位については、副専攻会議の議を経て、登録後の副専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

5．修了認定

- (1) 副専攻の教育課程を履修し、20単位以上を修得した者に対しては、当該副専攻会議の議を経て、学長が修了を認定する。
- (2) 副専攻修了認定の合否については、学生が所属する学部及び当該指導教員に通知する。
- (3) 修了者の決定は、掲示及び教務情報システムで通知する。

6．事務

副専攻に関する事務は、学生部教育支援課及び当該副専攻の副専攻主任が所属する部局等を所管する事務部において処理する。